

名古屋学芸大学大学院聴講生規程

(目的)

第1条 名古屋学芸大学大学院学則第41条に定める聴講生の取り扱いは、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 大学院聴講生の出願資格は、次のとおりとする。

- 一 大学院学則第14条に定める資格を有する者
- 二 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者
- 三 その他特別の事由によって研究科委員会が適當と認めた者

(聴講科目)

第3条 大学院聴講生が聴講できる科目は、本大学院が指定した科目とする。

(出願手続)

第4条 大学院聴講生として出願しようとする者は、期限までに次の書類を提出し、検定料10,000円を納付しなければならない。

- 一 大学院聴講願
- 二 履歴書
- 三 健康診断書
- 四 最終学校の卒業証明書（本学の卒業生は提出を免除）
- 五 在職中の者は所属長の承諾書

2 提出した出願書類及び検定料は、理由のいかんに関わらず返還しない。

(選考)

第5条 選考は、書類審査及び面接によるものとする。但し、書類審査のみで選考できる場合は、面接を省略することができる。

(入学許可)

第6条 聴講を希望する研究科委員会の議を経て選考の上、学長が大学院聴講生として入学を許可する。

(合格)

第7条 選考の結果、合格の者には合格証を交付する。

(聴講手続)

第8条 合格となった者は、各開講期の最初の日（前期においては4月1日、後期においては9月16日。）の前日までに別表1に定める聴講料を納めなければならない。

(聴講の許可)

第9条 聴講手続が完了した者に聴講を許可し、聴講生許可証を交付する。

(施設の利用)

第10条 聴講生は、本学の図書館その他の施設を利用することができる。

(聴講期間)

第11条 聴講期間は学期単位を原則とし、さらに聴講を希望する者は改めて願い出るものとする。

2 前項による出願者は、第4条第1項第1号の書類のみを提出するものとし、検定料は徴収しない。

(聴講証明書)

第12条 聴講を終了した聴講生は、聴講証明書の交付を受けることができる。

(遵守規定)

第13条 聴講生は、本学の学生に準じ学則その他諸規程を遵守しなければならない。

2 聴講生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をした場合、聴講生の許可を取り消すことがある。

(細則)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究科委員会及び評議会の議を経て学長が定める。

別表 聴講料

聴講料（1単位当たり）
10,000円

なお、本学、すみれ女子短期大学、愛知女子短期大学及び名古屋学芸大学短期大学部を卒業した者の聴講料は当分の間5,000円とする。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。